住民票の写しの交付制度等の見直しについて

1 現行規定

○ 何人でも、住民票の写しの交付を請求できる。 ただし、不当な目的によることが明らかなときは、市町村長は拒否できる。



2 課題・背景

- 「不当な目的によることが明らかなとき」かどうかは市町村長が判断。第三者請求等では判断が困難な場合あり。
- 〇 住民票の写し等の不正取得事件が発生
- 住民基本台帳の閲覧については、平成18年、請求できる場合を列挙するかたちに制度改正。 住民票の写しの交付制度についても、「個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するように努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること」との衆参両院の附帯決議。



3 制度の見直しの考え方

- 交付できる基準を明確化するため、請求できる場合を列挙。
- 基準の明確化に伴い、審査を厳正に行い、不正取得の発生を防止。
- 住民票の写しが社会経済活動に広く利用されていることを踏まえ、自己の権利行使・義務履行に必要な場合など、正当な理由がある場合には、だれでも交付の申出ができることとし、公証制度としての枠組みは維持。